



宮 崎 県 公 報

令和5年6月22日(木曜日) 第417号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○土地改良法施行細則の一部を改正する規則……(農村整備課) 1

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 7

○生活保護法に基づく医療機関の指定……(“) 7

○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……(“) 7

○救急病院の認定(2件)……(医療政策課) 8

○歳入の収納の事務の委託……(こども政策課) 8

頁

○道路の区域の変更……(道路保全課) 8

○道路の供用の開始……(“) 8

○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催について……(都市計画課) 8

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……(商工政策課) 9

○大規模小売店舗の変更に関する届出……(“) 9

○職業訓練指導員試験の実施……(雇用労働政策課) 12

○土地改良区の役員の就任の届出……(農村整備課) 14

○土地改良区の役員の就任の届出(2件)……(“) 14

○都市計画の変更の案の縦覧……(都市計画課) 15

○開発行為に関する工事の完了……(建築住宅課) 16

規 則

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第36号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	(一般社団法人への組織変更の認可の申請) 第24条 法第76条の5第1項の認可の申請は、別記様式第23号による申請書に、省令第50条の5に規定する書類を添えてしなければならない。
	(認可地縁団体への組織変更の認可の申請) 第25条 法第76条の13第1項の認可の申請は、別記様式第24号による申請書に、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令(令和5年総務省・農林水産省令第1号)第2条に規定する書類を添えてしなければならない。
(土地改良区連合の設立の認可の申請) 第24条 法第77条第2項の認可の申請は、別記様式第23号による申請書に、省令第51条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)・(2) [略]	(土地改良区連合の設立の認可の申請) 第26条 法第77条第2項の認可の申請は、別記様式第25号による申請書に、省令第51条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)・(2) [略]
(所属土地改良区の増減の認可の申請) 第25条 法第81条の認可の申請は、別記様式第24号による申請書に、省令第52条において準用する省令第51条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)~(4) [略]	(所属土地改良区の増減の認可の申請) 第27条 法第81条の認可の申請は、別記様式第26号による申請書に、省令第52条において準用する省令第51条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)~(4) [略]
(県営土地改良事業の施行の申請等) 第26条 法第85条第8項、第85条の2第10項、第85条の3第5項若しくは第11項又は第85条の4第4項の申請書の様式は、別記様式	(県営土地改良事業の施行の申請等) 第28条 法第85条第8項、第85条の2第10項、第85条の3第5項若しくは第11項又は第85条の4第4項の申請書の様式は、別記様式

第25号によるものとする。

2 [略]

(農業協同組合等の土地改良事業の認可の申請)

第27条 法第95条第1項の認可の申請は、別記様式第26号による申請書に、省令第69条に規定する書類のほか、事業計画書を添えてしなければならない。

(農業協同組合等の土地改良事業計画の変更の認可の申請)

第28条 法第95条の2第1項の土地改良事業計画の変更の認可の申請は、別記様式第27号による申請書に、省令第75条の2の2に規定する書類のほか、変更後の事業計画書を添えてしなければならない。

(農業協同組合等の土地改良事業の廃止の認可の申請)

第29条 法第95条の2第1項の土地改良事業の廃止の認可の申請は、別記様式第28号による申請書によってしなければならない。

(市町村の土地改良事業計画の策定の報告)

第30条 法第96条の2第6項の規定による報告は、別記様式第29号による報告書に土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

(市町村の土地改良事業計画の変更の報告)

第31条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業計画の変更の報告は、別記様式第30号による報告書に変更後の土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

(市町村の土地改良事業の廃止の報告)

第32条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業の廃止の報告は、別記様式第31号による報告書によってしなければならない。

(交換分合計画の認可の申請)

第33条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項又は第100条の2第1項の認可の申請は、別記様式第32号による申請書に、それぞれ省令第81条の2に規定する書類、法第99条第3項及び省令第82条に規定する書類、法第100条第2項において準用する法第99条第3項及び省令第84条に規定する書類又は法第100条の2第2項において準用する法第99条第3項及び省令第85条の2に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

(工事の着手又は完了の届出書の様式)

第34条 省令第90条の3の届出書の様式は、別記様式第33号によるものとする。

(権利変動の通知書の様式)

第35条 省令第92条第1項の書面で知事に提出するもの様式は、別記様式第34号によるものとする。

第36条 [略]

(総会又は総代会の終了の報告)

第37条 土地改良区又は土地改良区連合は、総会又は総代会を終了したときは、その日から15日以内に別記様式第35号による報告書によりその旨を知事に報告しなければならない。

2 [略]

(監査の報告)

第38条 土地改良区又は土地改良区連合は、監事が監査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第36号による報告書に監事の監査報告書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

(書類の経由)

第27号によるものとする。

2 [略]

(農業協同組合等の土地改良事業の認可の申請)

第29条 法第95条第1項の認可の申請は、別記様式第28号による申請書に、省令第69条に規定する書類のほか、事業計画書を添えてしなければならない。

(農業協同組合等の土地改良事業計画の変更の認可の申請)

第30条 法第95条の2第1項の土地改良事業計画の変更の認可の申請は、別記様式第29号による申請書に、省令第75条の2の2に規定する書類のほか、変更後の事業計画書を添えてしなければならない。

(農業協同組合等の土地改良事業の廃止の認可の申請)

第31条 法第95条の2第1項の土地改良事業の廃止の認可の申請は、別記様式第30号による申請書によってしなければならない。

(市町村の土地改良事業計画の策定の報告)

第32条 法第96条の2第6項の規定による報告は、別記様式第31号による報告書に土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

(市町村の土地改良事業計画の変更の報告)

第33条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業計画の変更の報告は、別記様式第32号による報告書に変更後の土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

(市町村の土地改良事業の廃止の報告)

第34条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業の廃止の報告は、別記様式第33号による報告書によってしなければならない。

(交換分合計画の認可の申請)

第35条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項又は第100条の2第1項の認可の申請は、別記様式第34号による申請書に、それぞれ省令第81条の2に規定する書類、法第99条第3項及び省令第82条に規定する書類、法第100条第2項において準用する法第99条第3項及び省令第84条に規定する書類又は法第100条の2第2項において準用する法第99条第3項及び省令第85条の2に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) [略]

(工事の着手又は完了の届出書の様式)

第36条 省令第90条の3の届出書の様式は、別記様式第35号によるものとする。

(権利変動の通知書の様式)

第37条 省令第92条第1項の書面で知事に提出するもの様式は、別記様式第36号によるものとする。

第38条 [略]

(総会又は総代会の終了の報告)

第39条 土地改良区又は土地改良区連合は、総会又は総代会を終了したときは、その日から15日以内に別記様式第37号による報告書によりその旨を知事に報告しなければならない。

2 [略]

(監査の報告)

第40条 土地改良区又は土地改良区連合は、監事が監査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第38号による報告書に監事の監査報告書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

(書類の経由)

第39条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その区域を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁（土地改良事業の区域が2以上の農林振興局又は西臼杵支庁の区域にまたがるときは、当該土地改良事業が主として関係する農林振興局又は西臼杵支庁）の長を経由しなければならない。

（書類の提出部数）

第40条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

第41条 法、省令、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その区域を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁（土地改良事業の区域が2以上の農林振興局又は西臼杵支庁の区域にまたがるときは、当該土地改良事業が主として関係する農林振興局又は西臼杵支庁）の長を経由しなければならない。

（書類の提出部数）

第42条 法、省令、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第10号から別記様式第12号までの規定、別記様式第17号、別記様式第18号及び別記様式第21号中「まっ消」を「抹消」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第23号（第24条関係） [略]	様式第25号（第26条関係） [略]
様式第24号（第25条関係） [略] （注）不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	様式第26号（第27条関係） [略] （注）不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第25号（第26条関係） [略]	様式第27号（第28条関係） [略]
様式第26号（第27条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	様式第28号（第29条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第27号（第28条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	様式第29号（第30条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第28号（第29条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	様式第30号（第31条関係） [略] （注）1 [略] 2 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第29号（第30条関係） [略]	様式第31号（第32条関係） [略]
様式第30号（第31条関係） [略]	様式第32号（第33条関係） [略]
様式第31号（第32条関係） [略]	様式第33号（第34条関係） [略]
様式第32号（第33条関係） [略] （注）不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	様式第34号（第35条関係） [略] （注）不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第33号（第34条関係） [略]	様式第35号（第36条関係） [略]
様式第34号（第35条関係） [略]	様式第36号（第37条関係） [略]
様式第35号（第37条関係） [略] 総会（総代会）を終了したので、土地改良法施行細則第37条の規定により報告します。（あわせて、法第29条の2第4項の規定により、決算関係書類を提出します。）	様式第37号（第39条関係） [略] 総会（総代会）を終了したので、土地改良法施行細則第39条の規定により報告します。（あわせて、法第29条の2第4項の規定により、決算関係書類を提出します。）
様式第36号（第38条関係） [略]	様式第38号（第40条関係） [略]

次のとおり土地改良区の監査を実施したので、土地改良法施行細則第38条の規定により報告します。

[略]

次のとおり土地改良区の監査を実施したので、土地改良法施行細則第40条の規定により報告します。

[略]

別記様式第22号の次に次の2様式を加える。

様式第23号 (第24条関係)

一般社団法人への組織変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 (電話番号) (郵便番号)
名称
代表者の氏名

一般社団法人への組織変更を行いたいので、土地改良法第76条の5第1項の規定により認可を申請します。

(添付書類)

- 1
- 2
- 3

(注) 不要の文字は抹消すること。

様式第24号 (第25条関係)

認可地縁団体への組織変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 (電話番号) (郵便番号)
名称
代表者の氏名

認可地縁団体への組織変更を行いたいので、土地改良法第76条の13第1項の規定により認可を申請します。

(添付書類)

- 1
- 2
- 3

(注) 不要の文字は抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の土地改良法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

3 宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～36 [略] 36の2 土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)による次の事務 (1) <u>第36条</u> の規定による規約の受理に関する こと。 (2) <u>第37条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 (3) <u>第38条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 36の3～67 [略]	西臼杵支 庁長	1～36 [略] 36の2 土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)による次の事務 (1) <u>第38条</u> の規定による規約の受理に関する こと。 (2) <u>第39条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 (3) <u>第40条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 36の3～67 [略]
[略]		[略]	
農林振興 局長	1～3 [略] 3の2 土地改良法施行細則による次の事務 (1) <u>第36条</u> の規定による規約の受理に関する こと。 (2) <u>第37条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 (3) <u>第38条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 3の3～24 [略]	農林振興 局長	1～3 [略] 3の2 土地改良法施行細則による次の事務 (1) <u>第38条</u> の規定による規約の受理に関する こと。 (2) <u>第39条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 (3) <u>第40条</u> の規定による報告の受理に関する こと。 3の3～24 [略]
[略]		[略]	

告 示

宮崎県告示第 481号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
浜本歯科医院	児湯郡川南町大字平田 2372-30	令和5年5月4日

宮崎県告示第 482号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
浜本歯科	児湯郡川南町大字川南 13878-4	令和5年5月5日

宮崎県告示第 483号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関（指定助産機関・指定施術者）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション並木	西都市大字大字下三財3378番地

2 届出事項

所 在 地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
西都市大字下三財81 24-8	西都市大字下三財33 78番地	令和5年3月1日

宮崎県告示第 484号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人友光会 整形 外科押領司病院	小林市細野 162番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年6月26日から令和8年6月25日まで

宮崎県告示第 485号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人けんゆう会 園田病院	小林市堤3005番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

宮崎県告示第 486号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 487号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月22日から同年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北郷線	日南市北郷町北河内字矢立尻2597番26地先から同市同町北河内板谷国有林80林班は小班地先まで	旧	10.8～ 30.0	128.5
				新	7.8～ 12.5	159.5
					10.8～ 30.0	128.5

宮崎県告示第 488号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月22日から同年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
33	県道	都城北郷線	日南市北郷町北河内字矢立尻2597番26地先から同市同町北河内板谷国有林80林班は小班地先まで	令和5年6月22日

宮崎県告示第 489号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第1項及び都市計画

法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定により、宮崎広域都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年7月14日(金曜日)午前10時から

(2) 場所

宮崎県防災庁舎5階52号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

2 都市計画の変更の案(原案)の概要

宮崎広域都市計画区域に係る都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更

3 意見公述の申出

(1) 変更しようとする宮崎広域都市計画の区域に指定されている宮崎市及び国富町の住民、当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、令和5年6月22日から令和5年7月6日までに意見公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

(2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和5年7月6日までに、宮崎県県土整備部都市計画課(宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501)に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

(3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案(原案)の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

(2) 縦覧期間

令和5年6月22日から令和5年7月6日まで

(3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグストアモリ延岡恒富店

延岡市恒富町4丁目88番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年2月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,476㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 46台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗西側 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗西側 40㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南側 6.96㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地北側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和5年6月13日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年6月22日から令和5年10月23日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年6月22日から令和5年10月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール都城駅前
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンストア九州株式会社 代表取締役社長 平松弘基
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
株式会社良品計画 代表取締役 金井政明
東京都豊島区東池袋4丁目26番3号
株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東1丁目7番1号
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治
宮崎市恒久6137-57
トリンプインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役社長 土居健人
東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング5・6階
株式会社東京デリカ 代表取締役社長 木山剛史
東京都葛飾区新小岩1丁目48番地14号
株式会社ツツミ 代表取締役社長 互智司
埼玉県蕨市中央4丁目24番26号
株式会社ジーフット 代表取締役社長 堀江泰文
東京都中央区新川1丁目23番5号新川イースト
田中書店株式会社 代表取締役 田中義久
都城市中原町19街区3号
ギャップジャパン株式会社 代表取締役社長 ステイブ・ン・セア
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野敦之
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号
イオンペット株式会社 代表取締役社長 大島学
千葉県市川市南八幡4-17-8
株式会社アステップ 代表取締役 犬伏和章
鹿児島県鹿児島市千日町4番1号
株式会社ALO 代表取締役 矢野博丈
大阪府大阪市中央区南船場3丁目10番3号
愛眼株式会社 代表取締役社長 下條三千夫

- 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号
株式会社ハニーズ 代表取締役社長 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社キャン 代表取締役社長 立花隆央
岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社K-GOLDインターナショナル 代表取締役社長 横田光夫
静岡県浜松市中区西丘町 276番地の5
株式会社キング 取締役社長 山田幸雄
東京都品川区西五反田2-14-9
株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行
鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号
株式会社二葉屋 代表取締役 五十嵐榮一
新潟県南魚沼市八幡 123-3
株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 上山健二
兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏
宮崎市霧島5丁目16番地4
株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役社長 石川康晴
岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社レプレゼント 代表取締役 堀口靖弘
東京都渋谷区神宮前6丁目17番地11号JPR原宿ビル9階
有限会社ライフ 代表取締役 末松輝章
大分県宇佐市大字南宇佐2167の6
株式会社イタリアントマト 代表取締役社長 田中孝明
東京都品川区東品川4-12-4シーサイドフォレストオーバルガーデン2階
株式会社イートスタイル 代表取締役社長 終崎庄二
小林市細野 288-1
株式会社夢や 代表取締役社長 小向誠一
東京都渋谷区代々木3丁目38-9
株式会社クボ 代表取締役 久保光史
福岡県福岡市中央区天神2丁目9-113
有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子
都城市中町13街区1号
有限会社花久 代表取締役 久富木多華子
都城市牟田町5-5
キンバレー株式会社 代表取締役 岩坪謙吉
東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル5階
有限会社上村石油商会 代表取締役 上村勝久
都城市安久町6028番地
アイリン株式会社 代表取締役社長 林憲志
愛知県名古屋市中区水草町1丁目34番地
株式会社サンライズトレーディング 代表取締役 小池賢二
宮崎市橘通西3-9-1カメラアビル1F
株式会社ゴンゼレス 代表取締役 福重勝久
鹿児島県霧島市国分福島2丁目2281番地1

株式会社クローズアップ 代表取締役社長 洞皓人
 福岡県北九州市小倉南区湯川新町4丁目24-3
 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 大野祿太郎
 東京都中央区京橋1-11-2八重洲MIDビル6F
 株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝
 東京都渋谷区東1丁目32番12号
 株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治
 茨城県つくば市吾妻1丁目11番1
 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
 代表取締役社長 白川篤典
 愛知県名古屋市名東区上社1丁目901番地
 株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野浩司
 福岡県福岡市博多区千代6丁目2番33号
 株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈
 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
 小島弘 (ベンガル)
 都城市中町8-6
 株式会社チチカカ 代表取締役 田中義章
 神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-3新横浜第1
 竹生ビル4F
 有限会社音ワ 代表取締役 須藤裕史
 福岡県北九州市八幡西区美原町13-21
 株式会社めのや 代表取締役社長 新宮寛人
 島根県松江市嫁島町14番13号
 株式会社ファイブフォックス 代表取締役社長 上田稔夫
 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7
 株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭
 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2
 株式会社パレモ 代表取締役社長 吉田馨
 愛知県稲沢市天池五反田1番地
 株式会社ベベ 代表取締役社長 小東政章
 兵庫県神戸市中央区港島中町6-2-5
 株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役
 小野行由
 兵庫県神戸市中央区三宮町2-4-1
 クレアーズ日本株式会社 代表取締役社長 山口義貴
 東京都中央区日本橋人形町1-1-11
 株式会社キャンパス 代表取締役社長 山本長作
 福岡県北九州市小倉南区下曽根1丁目14番19号
 株式会社サンリオ 代表取締役社長 辻信太郎
 東京都品川区大崎1-11-1
 テレニシ株式会社 代表取締役 辻野秀信
 大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号クリスタル
 タワー14階
 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田祐司
 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
 株式会社良品計画 代表取締役社長 堂前宣夫
 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号
 株式会社テツカ 代表取締役会長 手塚剛一
 宮崎市港東1丁目7番1号
 株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治

宮崎市恒久6173-57
 トリンプインターナショナルジャパン株式会社 代
 表取締役社長 土居健人
 東京都中央区築地5-6-4浜離宮三井ビルディン
 グ5・6階
 株式会社東京デリカ 代表取締役会長 木山茂年
 東京都葛飾区新小岩1丁目48番地14号
 株式会社ツツミ 代表取締役会長 互智司
 埼玉県蕨市中央4丁目24番26号
 株式会社ジーフット 代表取締役会長 木下尚久
 東京都中央区新川1丁目23番5号新川イースト
 田中書店株式会社 代表取締役 田中義久
 都城市中原町19街区3号
 CUホールディングス株式会社 代表取締役 岩崎
 大起
 東京都新宿区神楽坂6-67マイナビ不動産ビル神楽
 坂7階
 ギャップジャパン株式会社 代表 秋山玄
 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号
 株式会社アルベン 代表取締役会長 水野泰三
 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号
 イオンペット株式会社 代表取締役社長 米津一郎
 千葉県市川市南八幡4-17-8
 愛眼株式会社 代表取締役社長 下條三千夫
 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号
 株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役会
 長 江尻義久
 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
 株式会社キャン 代表取締役社長 阿部和則
 岡山県岡山市北区幸町2-8
 株式会社K-GOLDインターナショナル 代表取
 締役社長 横田光夫
 静岡県浜松市中区西丘町276番地の5
 クールカレアン株式会社 代表取締役社長 堀内一
 夫
 東京都品川区東品川4-12-6品川シーサイドキャ
 ナルタワー21階
 株式会社Queen 代表取締役 芝篤
 和歌山県海南市九品寺269番地3
 株式会社キング 代表取締役会長 山田幸雄
 東京都品川区西五反田2-14-9
 株式会社二葉屋 代表取締役社長 五十嵐伸一
 新潟県南魚沼市八幡123-3
 株式会社アルカスインターナショナル 代表 内山
 誠一
 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
 有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏
 宮崎市霧島5丁目16番地4
 株式会社ストライプインターナショナル 代表取締
 役社長 川部将士
 岡山県岡山市北区幸町2-8
 株式会社ジズホールディングス 代表取締役CE
 O 田中仁
 東京都千代田区神田錦町3-1安田シーケンスタワ

<p>ー 有限会社ライフ 代表取締役会長 末松輝章 大分県宇佐市大字南宇佐2167の6 株式会社イートスタイル 代表取締役社長 終崎庄二 小林市細野 288-1 株式会社夢や 代表取締役社長 小向誠一 東京都渋谷区代々木3丁目38-9 株式会社クボ 代表取締役 久保光史 福岡県福岡市中央区天神2丁目9-113 有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子 都城市中町13街区1号 有限会社花久 代表取締役 久富木多華子 都城市牟田町5-5 キンバレー株式会社 代表取締役 岩坪謙吉 東京都中央区銀座1丁目19-7 J R E 銀座1丁目イーストビル6階 MX モバイリング株式会社 代表取締役会長 清瀬文昭 東京都豊島区豊洲3丁目2-24豊洲フォレシア15階16階 フォーロフェリーチェ株式会社 代表 大野由美子 福岡県福岡市南区高宮4丁目1-30 パレモホールディングス株式会社 代表取締役社長 福井正弘 愛知県名古屋市中村区名駅5-27-13名駅錦橋ビル6階 株式会社ゴンゼレス 代表取締役 福重勝久 鹿児島県霧島市国分福島2丁目2281番地1 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 平野信之 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル14階 株式会社ルルアーク 代表取締役社長 長友伸二 福岡県福岡市東区松島3-30-23 株式会社ライトオン 代表取締役 藤原祐介 東京都渋谷区神宮前6-27-8 京セラ原宿ビル6階 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役社長 白川篤典 愛知県名古屋市中区東区上杜1丁目 901番地 株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役会長兼社長 C E O 山田昇 群馬県高崎市栄町1-1 株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 小島弘 (ベンガル) 都城市中町8-6 株式会社チチカカ 代表取締役 山田洋輔 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目5-4 中庄ビル2階 株式会社グローバルセレクション 代表取締役 斎藤拓也 福岡県福岡市城南区茶山1-1-2 有限会社音ワ 代表取締役 須藤裕史 福岡県北九州市八幡西区千代1丁目15-7</p>	<p>株式会社ファイブフォックス 代表取締役会長兼社長 上田稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12 株式会社チュチュアンナ 代表取締役社長 上田崇敦 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2 株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役社長 秦英貴 兵庫県神戸市中央区磯上通7丁目1-5 株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作 福岡県北九州市小倉南区下曾根1丁目14番19号 テレニシ株式会社 代表取締役 辻野秀信 大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号クリスタルタワー14階 K D D I 株式会社 代表取締役社長 高橋誠 東京都千代田区飯田橋3丁目10-10ガーデンエタワー</p> <p>4 変更の年月日 (1) 令和3年4月1日 (2) 令和5年6月1日</p> <p>5 変更する理由 建物設置者の代表者交代、小売業者の代表者交代及び出退店のため</p> <p>6 届出年月日 令和5年6月8日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和5年6月22日から令和5年10月23日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和5年6月22日から令和5年10月23日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下「法」という。) 第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 令和5年6月22日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 実施職種 (1) 学科試験 (関連学科及び指導方法) を実施する職種 なし (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種 全職種</p>
--	---

<p>2 試験科目</p> <table border="1" data-bbox="159 224 782 369"> <tr> <td>免許職種</td> <td>学 科 試 験 の 科 目</td> </tr> <tr> <td>全職種</td> <td>指導方法</td> </tr> </table>	免許職種	学 科 試 験 の 科 目	全職種	指導方法	<p>に合格した者</p> <p>指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>												
免許職種	学 科 試 験 の 科 目																
全職種	指導方法																
<p>3 受験資格</p> <p>(1) 受験資格は、次のとおりとする。</p> <p>ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者</p> <p>イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p>	<p>免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。</p> <p>学科試験のうち指導方法</p>																
<p>4 試験の免除</p> <p>次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲で試験を免除する。</p>	<p>免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)</p> <p>学科試験のうち関連学科</p>																
<table border="1" data-bbox="159 907 782 2094"> <thead> <tr> <th>免除を受けることができる者</th> <th>免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</td> <td>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</td> <td>実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</td> <td>実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</td> <td>学科試験のうち指導方法</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</td> <td>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科</td> <td>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練	<p>免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)</p> <p>実技試験の全部</p> <p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p> <p>省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>
免除を受けることができる者	免除の範囲																
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部																
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法																
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）																
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練																

省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部
----------------------	---------

- 5 試験期日
令和5年8月31日(木曜日)
- 6 試験場所
宮崎県技能検定センター
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
- 7 受験申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 職業訓練指導員試験受験申請書(以下「申請書」という。)
)及び3に掲げる受験資格を証する書類
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4
 に掲げる者に該当することを証する書類
- (2) 提出先
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橋通東2丁目
10番1号
- (3) 受付期間
令和5年7月10日(月曜日)から令和5年7月28日(金曜日)
)まで(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、
 7月28日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の
 表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。)
- (4) 受験手数料 3,100円
(宮崎県収入証紙(消印はしないこと。))により納付すること。)
- (5) 受験票
申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合格通知
令和5年9月29日(金曜日)合格者に通知する。
- 9 その他
- (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業
 技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各
 事業組合等で交付する。
- (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上
 、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人
 材育成担当に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政
 策課(電話0985(26)7107)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、
 小林市土地改良区(小林市)の役員の就任について次のとおり届
 出があった。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	富永記久男	小林市細野3565番地
理事	大部実男	小林市真方3742番地3

理事	谷口和巳	小林市細野4659番地
理事	檜木睦男	小林市真方5436番地イ
理事	川野輝夫	小林市堤2080番地
理事	温水勝則	小林市南西方6319番地7
理事	倉蘭忠	小林市真方3257番地1
理事	柚木脇充	小林市細野883番地1
理事	川野利男	小林市南西方4407番地
監事	永井広行	小林市真方4289番地
監事	相場克幸	小林市真方3898番地6
監事	松ヶ野博	小林市南西方4478番地6

(任期:令和5年5月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、
 北郷町土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次の
 とおり届出があった。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	高崎充弘	日南市北郷町北河内468番地
理事	中津孝明	日南市北郷町郷之原乙2348番地1
理事	松田文雄	日南市北郷町北河内4073番地
理事	日高弘美	日南市北郷町大藤甲2085番地3
理事	倉岡広水	日南市北郷町大藤乙1142番地
理事	福田浩二	日南市北郷町大藤乙521番地1
理事	日高久	日南市北郷町郷之原乙4931番地
理事	金丸公貞	日南市北郷町郷之原乙4841番地1
理事	村中一郎	日南市北郷町郷之原甲3351番地
理事	徳井弘行	日南市北郷町大藤甲1420番地1
監事	金倉満紀	日南市北郷町大藤甲2182番地
監事	稲田正男	日南市北郷町郷之原乙1408番地4

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 崎 充 弘	日南市北郷町北河内 468番地
理 事	金 丸 公 貞	日南市北郷町郷之原乙4841番地 1
理 事	松 田 文 雄	日南市北郷町北河内4073番地
理 事	日 高 弘 美	日南市北郷町大藤甲2085番地 3
理 事	倉 岡 広 水	日南市北郷町大藤乙1142番地
理 事	福 田 浩 二	日南市北郷町大藤乙 521番地 1
理 事	日 高 久	日南市北郷町郷之原乙4931番地
理 事	中 津 孝 明	日南市北郷町郷之原乙2348番地 1
理 事	村 中 一 朗	日南市北郷町郷之原甲3351番地
理 事	徳 井 弘 行	日南市北郷町大藤甲1420番地 1
監 事	金 倉 満 紀	日南市北郷町大藤甲2182番地
監 事	井 野 茂 昭	日南市北郷町郷之原乙5021番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 村 千 扶 子	串間市大字西方3216番地 1
理 事	井 手 義 利	串間市寺里 1 丁目16の12
理 事	武 田 守	串間市大字串間1670番地
理 事	渡 邊 喜 継	串間市大字西方1871番地
理 事	瀬 治 山 久	串間市大字南方 400番地
理 事	河 野 晃 一	串間市東町29の17
理 事	鈴 木 義 博	串間市大字西方6873番地

理 事	松 田 正 英	串間市大字西方4196番地 2
理 事	鈴 木 政 伸	串間市大字西方 14712番地
理 事	吉 岡 明 廣	串間市大字南方1864番地 1
監 事	武 田 盛 光	串間市大字西方4484番地 1
監 事	野 辺 康 徳	串間市大字奈留1696番地

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 村 千 扶 子	串間市大字西方3216番地 1
理 事	井 手 義 利	串間市寺里 1 丁目16の12
理 事	武 田 守	串間市大字串間1670番地
理 事	谷 口 敏 弘	串間市大字西方 627番地 2
理 事	手 塚 光 治	串間市大字西方4400番地 1
理 事	吉 岡 明 廣	串間市大字南方1864番地 1
理 事	河 野 良 人	串間市大字南方1639番地
理 事	矢 野 茂 樹	串間市大字西方6709番地
理 事	山 下 芳 数	串間市大字高松27番地
理 事	日 高 雅 和	串間市大字南方4156番地 1
監 事	武 田 盛 充	串間市大字西方7925番地 3
監 事	武 田 盛 光	串間市大字西方4484番地 1

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
小林都市計画道路
- (2) 名称
3・4・8号夷守線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

小林市大字細野字北八反及び字榎原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設課

(2) 期間

令和5年6月22日から令和5年7月6日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
串間市寺里2丁目7番2、7番3、8番1、8番17、8番18、8番19、8番20、1009番	宮崎市花ヶ島町立毛1007番地1 トヨタカラー宮崎株式会社